

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 5 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止等）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認

をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条中「第34条」の次に「、第47条」を加え、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第79条中「第46条まで、第48条から」を削り、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第79条の2中「第46条まで、第48条から」を削る。

第82条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第82条の9及び第90条中「第46条まで、第48条から」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。